

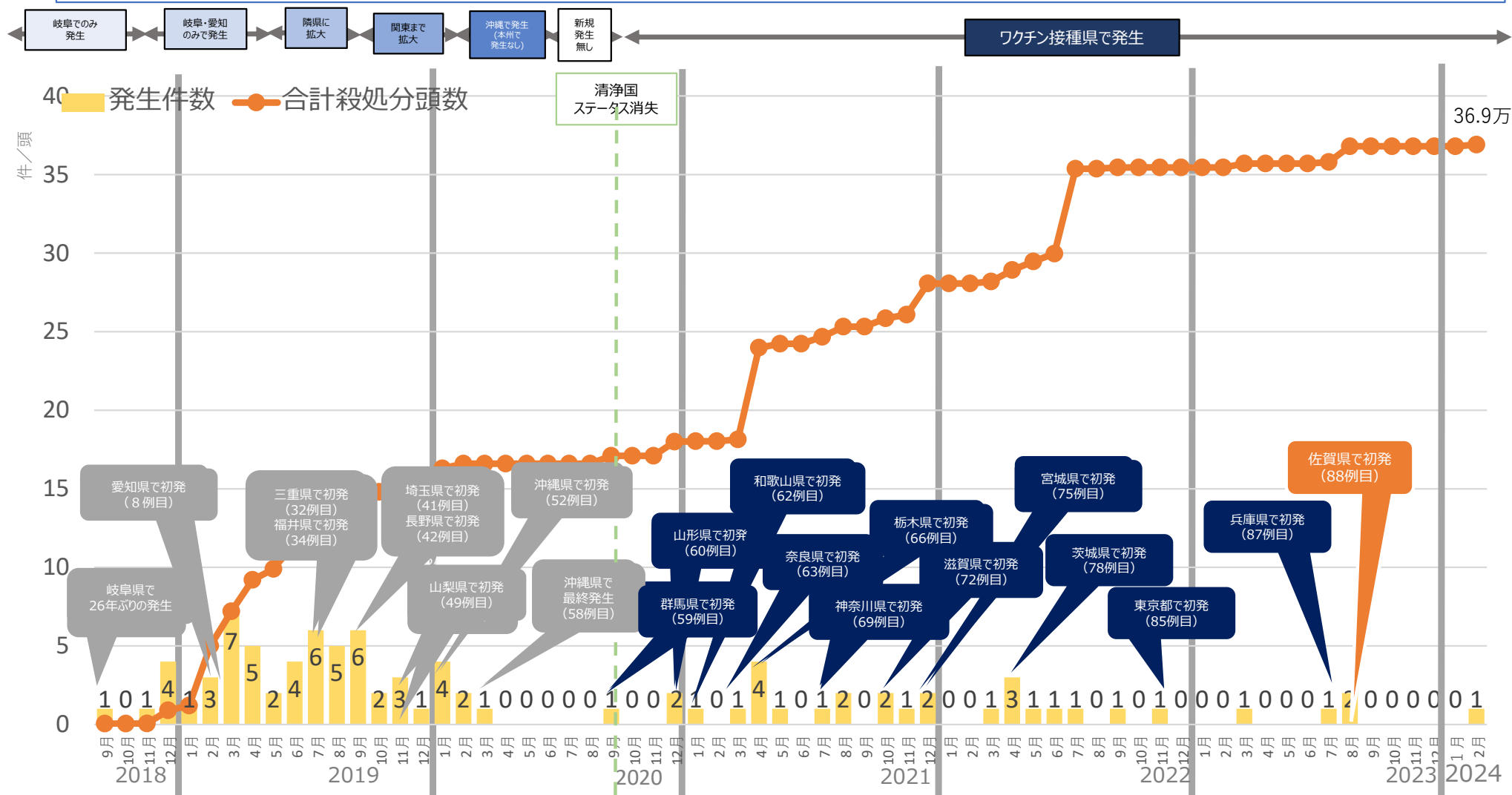
豚熱及びアフリカ豚熱対策をめぐる情勢について

令和6年3月19日

消費・安全局動物衛生課

豚熱発生経過

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来20都県で計90事例発生し、これまでに約36.9万頭を殺処分。
- 2019年9月24日にワクチン接種を決定、10月15日に防疫指針を改訂、10月25日からワクチン接種開始。
- 2020年9月3日にWOAH（国際獣疫事務局）が認定する豚熱の清浄国ステータスを消失。
- 群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、兵庫県といったワクチン接種県においても発生。令和5年8月末には九州において初めてとなる佐賀県において豚熱が発生。発生地域の周辺をはじめ九州全県で、検査を強化しているが、これまでのところ野生イノシシでは全て陰性が確認されており、飼養豚における続発も無い状況。



豚熱飼養豚発生県、野生イノシシ発生県、予防的ワクチン接種推奨地域

○ 予防的ワクチン接種の対象地域は、**防疫指針に基づき**、以下を考慮し、**牛豚等疾病小委員会**で議論した上で設定。

① **野生イノシシにおける豚熱感染状況**

② 農場周辺の**環境要因**（野生イノシシの生息状況、周辺農場数、豚等の飼育密度、山、河川の有無等の地理的状況）

③ 疫学的リスク低減のため、**まだら打ちを避ける**（面的に接種し順に拡大）

○ 令和5年8月末の佐賀県における豚熱発生事例以降、九州における飼養豚へのワクチン接種について**令和5年12月末までに全県で初回接種が終了**。

飼養豚陽性発生県：赤色（ただし、斜線は、令和5年度以降発生なし。）

【20都県】（飼養頭数 2,721,030頭(全国の30.4%)）

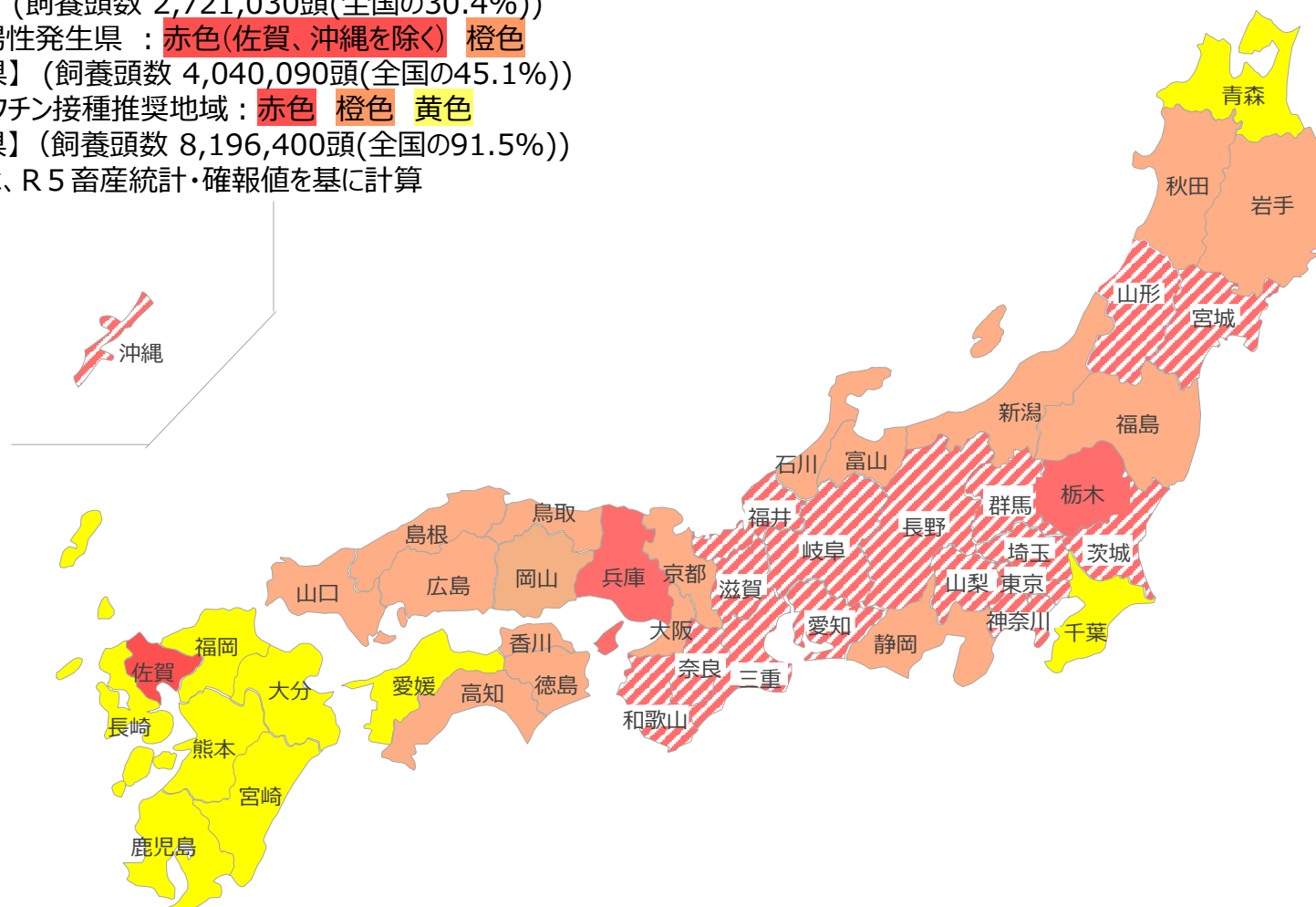
野生イノシシ陽性発生県：赤色(佐賀、沖縄を除く) 橙色

【35都府県】（飼養頭数 4,040,090頭(全国の45.1%)）

飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色

【46都府県】（飼養頭数 8,196,400頭(全国の91.5%)）

※飼養頭数は、R5畜産統計・確報値を基に計算



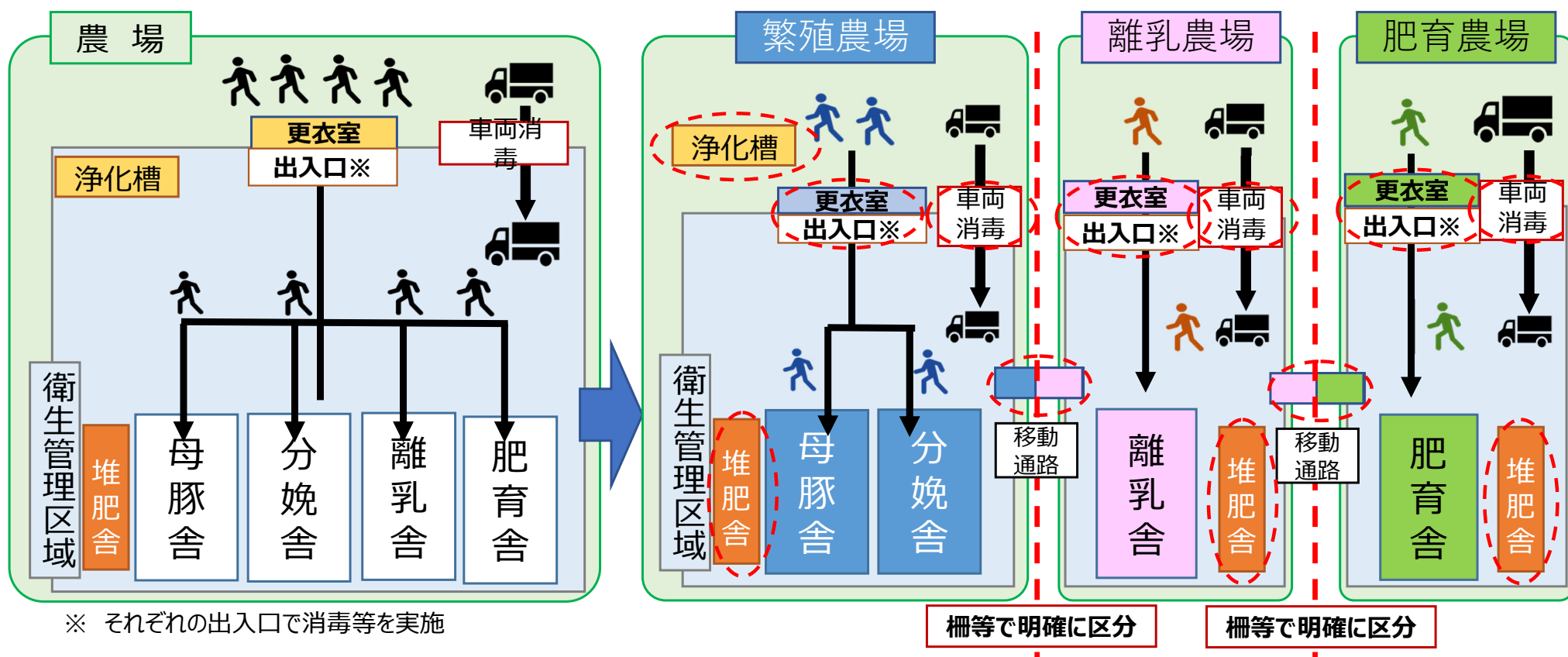
養豚場における分割管理の適用イメージ

- 豚熱等の家畜伝染病発生時の防疫措置による殺処分の影響を減らすとともに、防疫措置を迅速かつ円滑に進めるため、農場の分割管理の活用による殺処分数の低減、移動式レンダリング装置の活用、埋却地・焼却施設の確保等の事前準備などを進めているところ。
- 養鶏場と異なり、養豚場における分割管理を適用する場合には、①農場間の豚の移動が多いことや②汚水処理の浄化槽について発生時にも稼働継続することを念頭に検討を進める必要がある。

【養豚農場で分割管理を行う場合のイメージ】

区分する単位は、繁殖と離乳は一体とする、肥育で複数に分けるなど、農場の実情に合わせた検討が可能。

() 分割管理の実施に伴う対応

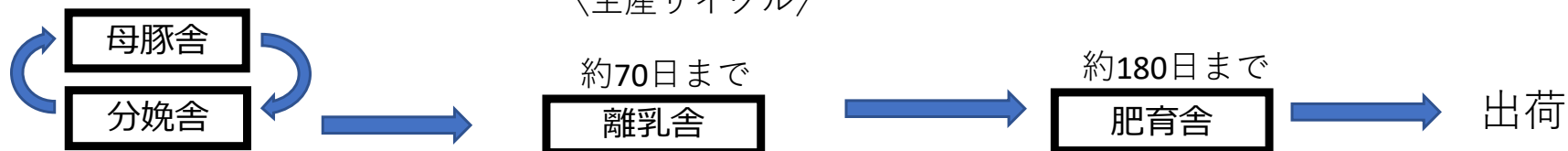


養豚場における分割管理を行った場合の効果（イメージ）

- 分割管理を行った場合、発生農場の範囲を限定できることから、**殺処分頭数の低減**が図られる。
- ワクチン接種農場において多い離乳豚での豚熱発生を想定した場合、
 - ① **繁殖豚と分割する場合**は、繁殖基盤が維持されることから、**早期の経営再開に繋がることが期待**される。
 - ② **肥育豚と分割する場合**は、飼養頭数が多く、体大きい肥育豚の殺処分を免れることから、**防疫措置の負担軽減・迅速化に繋がることが期待**される。
 - ③ **繁殖豚と肥育豚と分割する場合**は、①、②に加えて、体が小さい離乳豚のみ殺処分となることから、殺処分後の処理として**焼却の活用**に繋がることが期待される。

【繁殖豚300頭規模の一貫経営で分割管理を導入する場合の例】

〈生産サイクル〉



① 繁殖農場と肥育農場（離乳＋肥育）に分ける



② 繁殖農場（繁殖＋離乳）と肥育農場に分ける

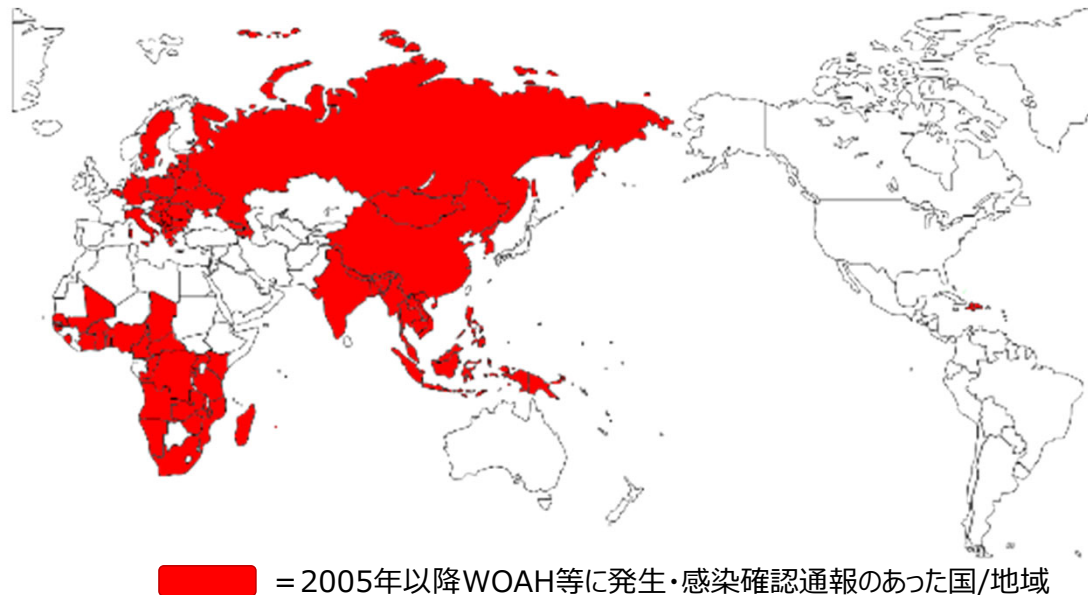


③ 繁殖農場と離乳農場と肥育農場に分ける



アフリカ豚熱の発生状況

- 2018年8月に中国においてアジア初の発生。その後、韓国やベトナム等アジア全域に感染が拡大。
特に、**韓国では2019年9月の発生確認以来、飼養豚、野生イノシシで、徐々に感染が拡大（直近では飼養豚では2024年1月に発生し、野生イノシシでは2024年2月に釜山広域市で感染が確認）。**
- 東アジアでアフリカ豚熱が発生していないのは、**日本、台湾のみ。**
- 既に、我が国に違法に持ち込まれた畜産物から、**アフリカ豚熱ウイルスが4件で分離**されているほか、**ウイルス遺伝子についても中国やベトナム等を中心に167例検出**されており、**旅行者により持ち込ませないための出国前の対応や国際郵便物を含めた水際対策の強化により、事前に侵入を防止することが極めて重要。**
- 万が一、野生イノシシに侵入を許した場合、**豚熱と異なり有効性が認められたワクチンがないことから、農場の飼養豚については、飼養衛生管理の向上が必要であるとともに、野生イノシシについて、死体が感染源となるため、死体を衛生的に処理する必要。**



[参考]違反の実例



中国からの旅客に持ち込まれた違法豚ソーセージ
(感染性のあるアフリカ豚熱ウイルスを検出した事例あり)

(参考) 豚熱、アフリカ豚熱の病原性に関する比較

	伝播性	致死率
豚熱	++	+
アフリカ豚熱	+	++

伝播性：感染しやすさ（ウイルスに接触した豚のうち感染する個体の割合）
致死率：感染し、発症した豚のうち、死亡した個体の割合

出典：FLI（ドイツ連邦動物衛生研究所）作成資料

日本にアフリカ豚熱を侵入させないために必要な対策

幾重にもウイルスを殺す機会を作る！
幾重にもウイルスと動物の接触機会をなくす！

海外対策

＜旅行者＆船舶・航空機＞

出国前から日本に持ち込ませない

- ・旅行者への畜産物持ち込み禁止等の注意喚起



水際対策

＜空港＆海港＞

国内に侵入させない

- ・家畜防疫官、検疫探知犬による検査
- ・旅客の靴底や車両、自転車等の消毒

周知徹底

周知徹底



動物検疫所

国内対策

＜農場＆野生イノシシ＞

農場に侵入させない

- ・飼養衛生管理の徹底



都道府県

野生イノシシの感染を防止する

- ・旅行者等への周知徹底
＜ゴミ放置禁止、消毒等＞
- ・消毒・洗浄ポイントの設置等



都府県

アフリカ豚熱対策の更なる強化

日本に持ち込
ませない・
侵入させない

- ・ 出国前の旅行者に対するSNSを利用した情報発信・旅券発券時のリーフレット配布等を継続的に実施するとともに、旅行代理店、技能実習生等への注意喚起と情報発信・注意喚起を実施。
- ・ 訪日韓国人旅行者に影響力を持つ人気韓国人ブロガーから、畜産物持ち込み禁止及び靴や自転車の泥を落とすこと等についての情報発信。
- ・ 韓国からの全ての船舶及び航空便に対して、家畜防疫官による検査を実施中。釜山からの船舶に対しては全ての旅客に口頭質問を実施し、トレッキングシューズ、ゴルフシューズ等の要消毒物品に対して対応を確実に実施し、検疫探知犬についても活動回数を増加。航空便に対しても検疫探知犬の活動回数を増加。
- ・ 釜山定期旅客船の就航する4港(下関港、博多港、比田勝港、大阪港)において、車両、自転車等の消毒を実施。

＜大臣による注意喚起＞



＜空港等での注意喚起＞



野生イノシシ
に
感染させない

- ・ 釜山広域市と主要な定期フェリー航路を有している県を中心に、韓国人旅行者の立ち寄り場所などリスクの高い場所を特定して、効果的に野生イノシシ等への侵入防止対策を新たに実施。
- ・ 野生イノシシへ侵入した際に備え、野生イノシシの衛生的な死体処理等の初動対応の基本方針案を公表するとともに、特殊な防疫資材（簡易電気柵、納体袋）等を備蓄。また、各都道府県でアフリカ豚熱に関する防疫演習が実施できるよう支援。

＜侵入時に備えた防疫演習＞



農場に侵入
させない

- ・ 生産者をはじめとする関係者に対して侵入リスクが高まっている危機感を共有し、農場における飼養衛生管理の徹底等について改めて指導するとともに、万が一の侵入時に的確な初動対応ができるよう、都道府県における防疫体制を関係部局と連携し構築するなどの準備をすすめるよう改めて通知。

＜生産者向け注意喚起資料＞



具体的な対応事例（港湾施設、ゴルフ場等におけるアフリカ豚熱対策）

○港湾施設

港湾関係者やフェリー会社に対し、以下の取組について協力要請。

- ・ **韓国での乗船前の車両洗浄**の実施
- ・ 韓国乗船手続き場でのポスター、リーフレット掲示による注意喚起
- ・ 船内アナウンス、ポスター掲示による注意喚起
- ・ **日本到着後の車両、靴底等の消毒の実施**



○ゴルフ場等

ゴルフ場や旅館等に対し、以下の取組について協力するよう関係団体を通じて要請。

- ・ 靴底等の洗浄・消毒、海空港における携帯品検査についての**ウェブサイトや予約の際の事前周知**
- ・ 利用旅客に対するリーフレットの配布
- ・ ゴルフ場・宿泊施設の施設内における**動物検疫にかかるポスターの掲示**
- ・ ゴルフ場・宿泊施設利用前後の**靴底等の洗浄・消毒の実施**

< 掲示用のポスター >



< ゴルフ用品の把握 >



< 個別の聞き取り >



< 旅客のゴルフシューズの消毒 >



参考資料

豚熱とは

(1) 原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)

(2) 宿主：豚、いのしし ※人には感染しない

(3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、南米の一部の国々

※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。

飼養豚では20都県、野生イノシシでは34都府県で発生（令和6年1月時点）。

(4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。発熱・白血球減少。【皮膚紫斑（しはん）】

※ 有効なワクチンが存在

（出典：動物衛生研究部門）



アフリカ豚熱とは

(1) 原因：アフリカ豚熱ウイルス (African swine fever virus)

(2) 宿主：豚、いのしし（ダニによっても媒介）※人には感染しない

(3) 分布：アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、平成30年8月に中国で発生（アジアで初の発生）以降、アジア地域での発生が拡大。アジアの19か国・地域で発生（令和6年1月時点）。

※ 日本未発生。

(4) 症状：甚急性～不顕性まで幅広い病態を示す。

現在の世界流行株では急性経過で死亡。

※ 豚熱に酷似するがより病原性は強い傾向。

※ ワクチン、治療法はない。

※ ウイルスは環境耐性があり、食肉・死体等でも長期に感染性保持。

→感染動物は急激に弱る・死亡＋死体のウイルスは長期間残存

→イノシシ感染事例では死体対策が極めて重要



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

（出典：Veterinary school of Barcelona, Spain
Centro de Vigilancia Sanitaria Veterinaria, Spain）

韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況

韓国で北部から南部へと徐々に発生が拡大していた中で、**昨年12月に釜山広域市で急に野生イノシシでの感染が確認**され、1月には、**日本に向かうフェリーターミナルに近い場所でも野生イノシシでの感染が確認**。

【飼養豚での事例】

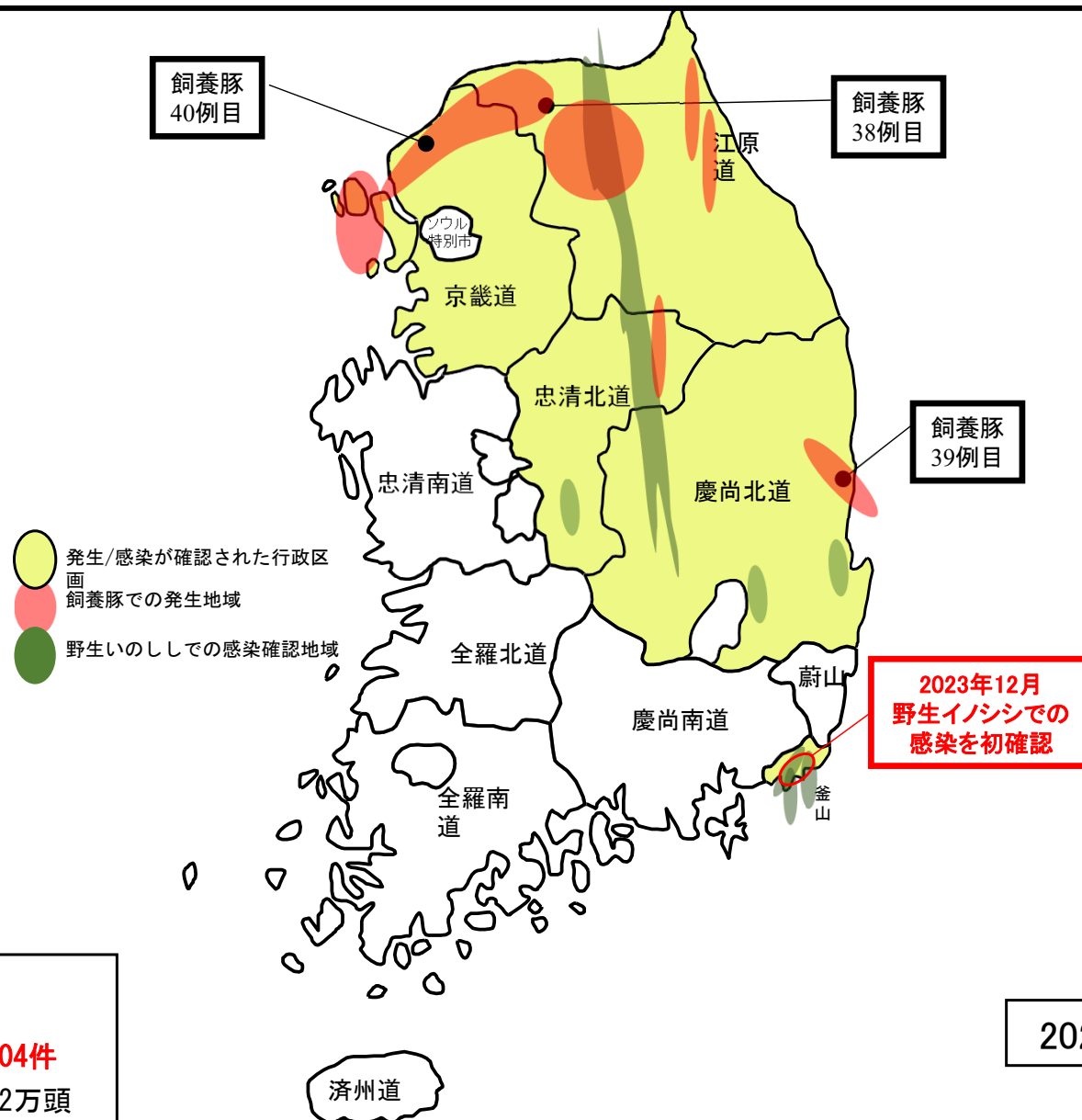
事例	発生日	発生地域
1	2019/9/16	京畿道坡州市
2	2019/9/17	京畿道漣川郡
3	2019/9/23	京畿道金浦市
4	2019/9/23	京畿道坡州市
5	2019/9/24	仁川広域市江華郡
6	2019/9/25	仁川広域市江華郡
7	2019/9/25	仁川広域市江華郡
8	2019/9/26	仁川広域市江華郡
9	2019/9/26	仁川広域市江華郡
10	2019/10/1	京畿道坡州市
11	2019/10/1	京畿道坡州市
12	2019/10/2	京畿道坡州市
13	2019/10/2	京畿道金浦市
14	2019/10/9	京畿道漣川郡
15	2020/10/8	江原道華川郡
16	2020/10/9	江原道華川郡
17	2021/5/4	江原道寧越郡
18	2021/8/7	江原道高城郡
19	2021/8/15	江原道麟蹄郡
20	2021/8/25	江原道洪川郡
21	2021/10/5	江原道麟蹄郡
22	2022/5/26	江原道洪川郡
23	2022/8/18	江原道楊口郡
24	2022/9/18	江原道春川市
25	2022/9/19	江原道春川市
26	2022/9/28	京畿道金浦市
27	2022/9/28	京畿道坡州市
28	2022/11/9	江原道鉄原郡
29	2023/1/5	京畿道抱川市
30	2023/1/11	江原道鉄原郡
31	2023/1/22	京畿道金浦市
32	2023/2/11	江原道襄陽郡
33	2023/3/19	京畿道抱川市
34	2023/3/29	京畿道抱川市
35	2023/3/31	京畿道抱川市
36	2023/4/13	京畿道抱川市
37	2023/7/18	江原道鉄原郡
38	2023/9/25	江原道華川郡
39	2024/1/15	慶尚北道盈徳郡
40	2024/1/18	京畿道坡州市

初発生日：2019年9月16日

発生数（豚）：**40件**

感染数（野生いのしし）：**3,704件**

豚、いのしし飼養頭数：約 1,122万頭



【野生イノシシでの事例】

(単位：件)

京畿道	坡州市	100
	漣川郡	418
	抱川市	94
	加平郡	62
	鉄原郡	37
	華川郡	426
	春川市	222
	楊口郡	81
	麟蹄郡	158
	高城郡	12
	寧越郡	248
	襄陽郡	36
江原道	江陵市	110
	洪川郡	63
	平昌郡	46
	東草市	1
	旌善郡	179
	横城郡	63
	三陟市	99
	原州市	83
	太白市	19
	東海市	8
	丹陽郡	174
	堤川市	91
	報恩郡	73
	槐山郡	12
	陰城郡	1
	忠州市	105
	尚州市	108
	蔚珍郡	64
	聞慶市	64
	榮州市	13
	體泉郡	12
	奉化郡	77
	盈徳郡	99
	安東郡	29
	英陽郡	77
	青松郡	73
	浦項市	31
	永川市	17
	義城郡	3
	釜山広域市	16
合計		3,704

※ 韓国当局公表資料等の情報を元に作成
飼養頭数：FAO統計(2021)による

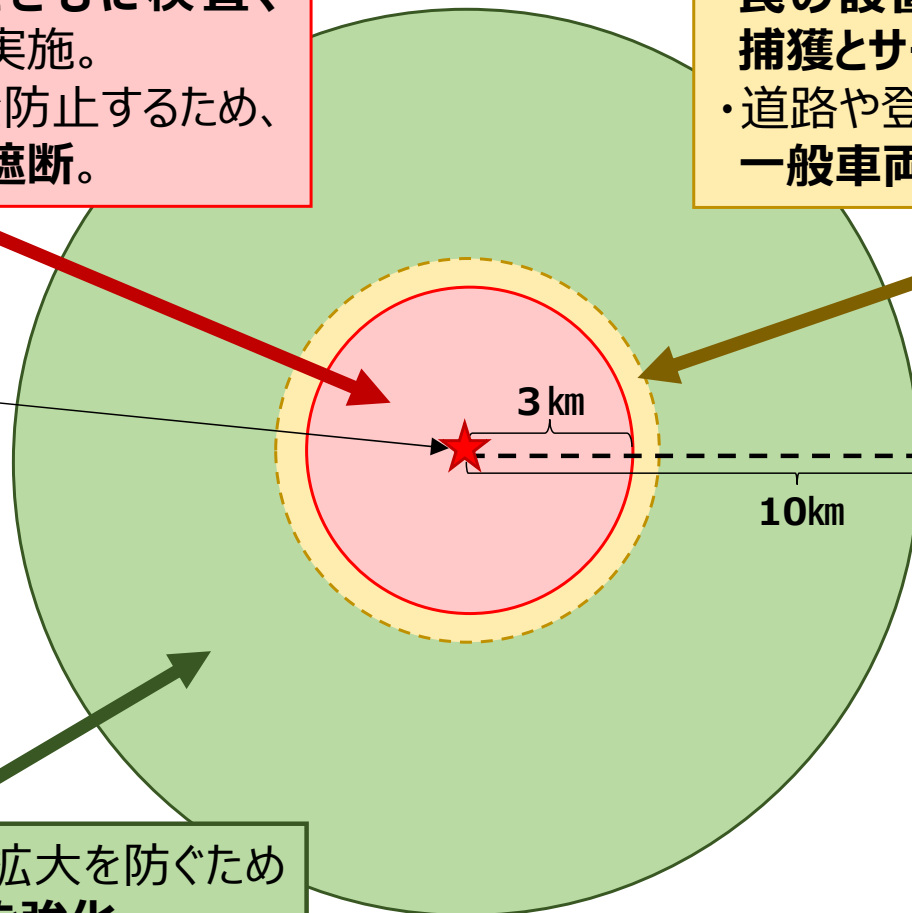
2024年2月19日時点

アフリカ豚熱が野生いのししで確認された際の防疫対応の実施内容と範囲

- ・感染源となる死体について速やかに処理し、浸潤状況を把握するため、**積極的死体捜索とともに検査、搬送・消毒処理等**を実施。
- ・付着ウイルスの拡散を防止するため、**車両・人等の通行を遮断**。

- ・アフリカ豚熱感染いのししの散逸及び非感染いのししの侵入防止のため、**電気柵、罠の設置、草刈り等**を実施するとともに**捕獲とサーベイランスを強化**。
- ・道路や登山道などに消毒ポイントを設け、**一般車両及び通行人を消毒**。

感染野生イノシシの
死体発見地点



- ・10kmを超えた感染拡大を防ぐため**捕獲とサーベイランスを強化**
- ・汚染の可能性がある死体について、**移動を制限**

＜納体袋の現場での実証＞



＜簡易な電気柵設置の演習＞



アフリカ豚熱発生農家に対する経営再開支援について

- アフリカ豚熱が発生した農場に対しては、原則として殺処分された**家畜の評価額の全額を手当金として交付**。
- これに加えて、**家畜防疫互助基金**や**飼料・営農資材の購入等に要する資金の低利融資**も用意。

【家畜伝染病予防費】

- 発生農場の早期経営再開に向け、家畜伝染病予防法に基づき、**殺処分した豚、イノシシに対する手当金**について、原則として**評価額の全額を交付【全額国費】**。予防殺された家畜については、生産に要する費用その他の通常生ずべき損失を補償。

【家畜防疫互助基金支援事業】

- また、経営再開に向けた支援として、発生農場の**空舎期間の固定経費（雇用労賃、地代等）相当分を支援**。

【家畜疾病経営維持資金・農林漁業セーフティネット資金】

- さらに、経営再開に必要な**家畜の導入、飼料・営農資材の購入**等に要する資金については、家畜疾病経営維持資金（貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円）や農林漁業セーフティネット資金（貸付限度額：年間経営費等の6か月分※又は600万円）の活用が可能。

※簿記記帳を行っている場合